

# 風俗営業の許可を申請するみなさまへ

令和7年11月28日から、風俗営業の許可の基準に  
新たな項目が追加されます！

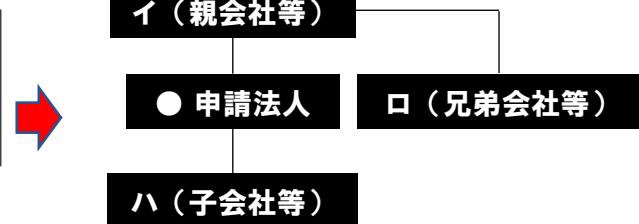
(※ 1は法人の申請者のみ、2・3は法人と個人の申請者が対象です。)

## 1

### 親会社等が風俗営業許可を取り消された法人 (法第4条第1項第7号)

- 風俗営業の許可を受けようとする者（法人に限る。イ及びハにおいて同じ。）と密接な関係を有する次に掲げる法人が風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過していない者である者
  - 当該許可を受けようとする者の株式の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定める者（口において「親会社等」という。）
  - 親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの
  - 当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの

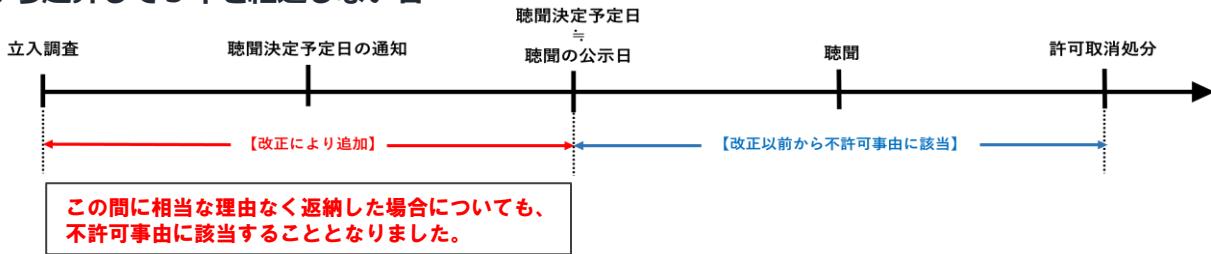
イ、口、ハの法人の風俗営業の許可  
が取り消され、5年経過していない  
場合は、不許可事由に該当します！



## 2

### 警察による立入調査後に許可証の返納等（処分逃れ） をした者 (法第4条第1項第8号口、第9号及び第10号)

- 第37条第2項の規定による風俗営業の営業所への立入りが行われた日から聴聞決定予定日までの間に許可証の返納をした者（風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で当該返納の日から起算して5年を経過しない者



## 3

### 暴力的不法行為等を行うおそれがある者がその事業活動に支配的な影響力を有する者 (法第4条第1項第13号)

- 法第4条第1項第3号（集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者）に該当する者が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者